

証書(任免)(五名)

内閣人第 九二号

起案

平成一六年 六月一四日

決定	平成一六年六月五日
上奏	平成一六年六月五日
裁可	平成一六年六月五日

施行

平成一六年六月五日
平成一六年六月五日
平成一六年六月五日

内閣総理大臣

野田

内閣官房長官

野田

内閣官房副長官

野田

内閣総務官

野田

野田

麻生 国務大臣

麻生

坂口 国務大臣

坂口

井上 国務大臣

井上

細田 国務大臣

細田

野沢 国務大臣

野沢

亀井 国務大臣

亀井

石破 国務大臣

石破

茂木 国務大臣

茂木

川口 国務大臣

川口

中川 国務大臣

中川

小野 国務大臣

小野

谷垣 国務大臣

谷垣

石原 国務大臣

石原

金子 国務大臣

金子

河村 国務大臣

河村

小池 国務大臣

小池

竹中 国務大臣

竹中

検事総長に任命する

検事長 松尾 邦弘

内閣

法務事務次官 但木 敬一

検事 上田 廣一

検事長に任命する

検事総長 原田 明夫

検事長 頃安 健司

願に依り本官を免ずる

(以上六月二十五日付)

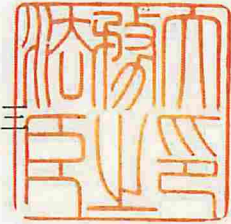


法務省人検第1254号

平成16年6月11日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 細田博之 殿

法務大臣 野沢 太三



下記のとおり人事異動を実施したいので、閣議の上、発令方願います。

なお、本件は、検事総長原田明夫の退官に伴い、その後任に東京高等検察庁
検事長松尾邦弘を、その後任に法務事務次官但木敬一を、また、大阪高等検察
庁検事長頃安健司の退官に伴い、その後任に福岡高等検察庁検事長書上由紀夫
を、その後任に広島高等検察庁検事長坂井一郎を、その後任に高松高等検察庁
検事長齊田國太郎を、その後任に東京地方検察庁検事正上田廣一をそれぞれ充
てようとするものであります。

記

東京高等検察庁検事長 検事長 松尾邦弘
検事総長に任命する

法務事務次官 但木敬一
検事長に任命する

東京地方検察庁検事正 検事 上田廣一
検事長に任命する

検事総長 原田明夫
願により本官を免ずる

大阪高等検察庁検事長 検事長 頃安健司
願により本官を免ずる

(平成16年6月25日付け)

2 丁

法 務 省

年	月	日	事 項	庁 名
昭和四七	三	二二	前橋地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	東京高等検察庁
"	四	二二	事務取扱の期間は昭和四七年四月二一日までとする	"
"	四	二二	前橋地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	"
"	四	二二	事務取扱の期間は昭和四七年五月一日までとする	"
四八	三	二三	長野地方検察庁検事に配置換する	法 務 省
四九	三	一一	東京地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	東京高等検察庁
"	五	一	東京地方検察庁検察官事務取扱を免ずる	"
五〇	五	二七	東京地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	東京高等検察庁
"	七	二〇	東京地方検察庁検察官事務取扱を免ずる	"
"	八	二〇	アメリカ合衆国へ出張を命ずる	"
			出張期間は昭和五〇年九月一〇日から昭和五一年一月二七日までとする	
			る	法 務 省
五一	二	二五	東京地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	東京高等検察庁
"	三	二〇	東京地方検察庁検察官事務取扱を免ずる	"
"	三	二二	東京地方検察庁検事に配置換する	法 務 省
五三	三	二四	法務事務官（法務省刑事局付）に併任する	"

松 尾 邦 弘

3 丁		法 務 省									
年	月	日	事	項	庁	名					
昭和五三	三	二四	大蔵事務官 (国税庁調査査察部査察課) に併任する	国	税	庁					
五四	九	一七	外務事務官 (大臣官房) に併任する	外	務	省					
"	一〇	一	大蔵事務官 (国税庁調査査察部査察課) の併任を解除する	国	税	庁					
"	"	"	外務事務官 (大臣官房) の併任を解除する	"	"	"					
"	七	一一	外務省に出向させる	"	"	"					
"	"	"	法務事務官 (法務省刑事局付) の併任を解除する	法	務	省					
"	"	"	外務事務官 (在ドイツ連邦共和国日本国大使館) に転任させる	外	務	省					
"	"	"	一等書記官を命ずる	"	"	"					
五八	一	一	参事官を命ずる	"	"	"					
"	七	一	帰朝を命ずる	"	"	"					
"	八	一五	法務省に出向させる	"	"	"					
"	"	"	検事二級 (東京地方検察庁検事) に転任させる	法	務	省					
"	"	"	法務省刑事局参事官に充てる	法	務	省					
五九	三	二六	法務省刑事局参事官に充てることを解く	"	"	"					
六〇	三	二五	法務省刑事局参事官に充てる	"	"	"					

松尾邦弘

4 丁		法 務 省											
年	月	日	事 項										庁 名
昭和六〇	三	二五	大蔵事務官（国税庁調査査察部）に併任する										国 税 庁
六一	九	一	かねて法務省刑事局総務課国際犯罪対策室長に充てる										
			かねて法務省人権擁護局付に充てる										
			かねて法務総合研究所教官に充てる										
			法制審議会幹事に併任する										法 務 省
			大蔵事務官（国税庁調査査察部）の併任を解除する										国 税 庁
			中華人民共和国へ出張を命ずる										
六二	三	一〇	出張期間は昭和六二年三月一七日から同月二六日までとする										法 務 省
六三	四	二〇	法務大臣官房参事官に充てる										
			法務省刑事局総務課国際犯罪対策室長に充てることを解く										
			法務省人権擁護局付に充てることを解く										
			法務総合研究所教官に充てることを解く										法 務 省
			法制審議会幹事の併任を解除する										
平成元	六	六	東京高等検察庁検事に配置換する										
			法務省刑事局刑事課長に充てる										
			法制審議会幹事に併任する										
二	一	四	平成二年度司法試験（第二次試験）審査委員に併任する										
			併任の期間は平成二年一月三十一日までとする										

松 尾 邦 弘

5 丁		法 務 省											
年	月	日	事 項										庁 名
平成二	五	一一	平成二年度司法試験（第二次試験）考査委員の併任を解除する										法 務 省
"	一〇	二五	副検事選考審査会予備委員に併任する										"
"	四	四	法務省刑事事務局総務課長に充てる										"
"	"	"	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二五条による合同委員会の補助機関たる刑事裁判管轄権分科委員										"
"	"	"	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二五条による合同委員会の補助機関たる刑事裁判管轄権分科委員										"
"	"	"	任期は平成四年六月三〇日までとする										"
"	"	"	法務省共済組合運営審議会委員を命ずる										"
"	"	"	法務省人事管理官を命ずる										"
"	"	"	法務大臣官房人事課長に充てる										"
"	"	"	法制審議会幹事に併任する										法 務 省
"	"	"	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事に任命する										最 高 裁 判 所
"	"	"	併任の期間は平成三年一月三十一日までとする										法 務 省
"	"	"	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する										法 務 省
"	"	"	員会日本代表を委嘱する										外 務 省
"	"	"	協定第二五条による合同委員会の補助機関たる刑事裁判管轄権分科委員										外 務 省
"	"	"	協定第二五条による合同委員会の補助機関たる刑事裁判管轄権分科委員										外 務 省
"	"	"	協定第二五条による合同委員会の補助機関たる刑事裁判管轄権分科委員										外 務 省

松 尾 邦 弘

7 丁		法 務 省											
年	月	日	事 項										庁 名
平成六	六	一	併任の期間は平成六年一月三十一日までとする 検察官特別考試審査会臨時委員に併任する										法 務 省
"	七	一	併任の期間は平成六年一月三十一日までとする 法務省共済組合運営審議会委員を命ずる										"
"	一〇	一	任期は平成八年六月三〇日までとする 最高検察庁検事に配置換する										"
"	七	一	法務大臣官房人事課長に充てる 平成七年度司法試験（第二次試験）考査委員に併任する										"
"	五	一四	併任の期間は平成七年一月三十一日までとする 司法修習生考試委員会委員を委嘱する										最 高 裁 判 所
"	六	一	併任の期間は平成七年一月三十一日までとする 検察官特別考試審査会臨時委員に併任する										法 務 省
八	一	一	公証人審査会委員に併任する										"
"	一	四	平成八年度司法試験（第二次試験）考査委員に併任する 併任の期間は平成八年一月三十一日までとする										"
"	"	一〇	松山地方検察庁検事正に配置換する 法務省人事管理官を免ずる										"
"	"	二二	平成八年度司法試験（第二次試験）考査委員の併任を解除する										"

松 尾 邦 弘

11 丁		法 務 省										
年	月	日	事 項	庁 名								
平成二三	四	二	独立行政法人海技大学校設立委員に任命する	法 務 省								
〃	五	九	独立行政法人航海訓練所設立委員に任命する	法 務 省								
〃	六	一	独立行政法人海員学校設立委員に任命する	法 務 省								
〃	五	二	独立行政法人航空大学校設立委員に任命する	法 務 省								
〃	五	九	消費者保護会議幹事に任命する	法 務 省								
〃	五	九	高齡社会対策会議幹事に任命する	法 務 省								
〃	六	一	公害対策会議幹事に任命する	法 務 省								
〃	六	二	中央省庁等改革推進本部幹事を免ずる	法 務 省								
一四	一	一八	次長検事に任命する	法 務 省								
〃	〃	〃	倫理監督官を免ずる	法 務 省								
〃	〃	〃	簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する	法 務 省								
〃	〃	〃	法制審議会委員に併任する	法 務 省								
〃	二	八	司法修習生考試委員会委員を委嘱する	法 務 省								
〃	五	一〇	最高裁判所一般規則制定諮問委員会委員に任命する	法 務 省								
〃	六	一四	最高検察庁刑事部長事務取扱を命ずる	法 務 省								
〃	〃	一七	最高検察庁刑事部長事務取扱を命ずる	法 務 省								
〃	八	一	最高検察庁公判部長事務取扱を命ずる	法 務 省								
〃	〃	〃	最高検察庁刑事部長事務取扱を免ずる	法 務 省								
〃	九	一	最高検察庁公判部長事務取扱を免ずる	法 務 省								

松 尾 邦 弘

12 丁										法 務 省				年	月	日	事 項	庁 名
											〃	〃	〃				検事長に任命する	内閣
											〃	一〇	〃				東京高等検察庁検事長に補する	法務省
											二〇	一	〃				司法修習生考試委員会委員の委嘱を解く	法務省
																	最高裁判所一般規則制定諮問委員会委員を免ずる	最高裁判所
																	法制審議会委員の併任を解除する	法務省

松尾邦弘

2 丁		法 務 省						
年	月	日	事	項	庁	名		
昭和五二	七	一	長野地方検察庁検事に配置換する					
昭和五一	六	七	出張期間は昭和五一年六月二三日から同五二年六月二三日までとする					
			アメリカ合衆国へ出張を命ずる					
五四	三	二六	東京地方検察庁検事に配置換する					
"	四	九	法務事務官（法務大臣官房人事課付）に併任する					
"	五	四	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する					
"	"	"	併任の期間は昭和五四年一月三十一日までとする					
"	"	一五	司法試験（第二次試験） 考查委員に併任する					
"	"	"	併任の期間は昭和五四年一月三十一日までとする					
"	八	一五	法務大臣官房人事課付に充てる					
"	"	"	法務事務官（法務大臣官房人事課付）の併任を解除する					
五五	一	一二	司法試験（第二次試験） 考查委員に併任する					
"	"	"	併任の期間は昭和五五年一月三十一日までとする					
"	五	一	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する					
"	"	"	併任の期間は昭和五五年一月三十一日までとする					

但 木 敬 一

3 丁						法 務 省								
年	月	日	事	項	庁	名								
昭和五六	三	二五	法務事務官（法務省刑事局付）に併任する											
五九	三	二六	法務大臣官房人事課付に充ててを解く		法	務								
〃	四	二	法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する		〃	〃								
〃	〃	〃	法制審議会幹事に併任する		〃	〃								
六一	四	二	アメリカ合衆国へ出張を命ずる		〃	〃								
〃	六	一一	出張期間は昭和六一年六月二三日から同年七月一六日までとする		〃	〃								
〃	一二	一	アメリカ合衆国へ出張を命ずる		〃	〃								
〃	〃	〃	出張期間は昭和六一年一月二日から同月一八日までとする		〃	〃								
〃	〃	〃	外務事務官（北米局）に併任する		〃	〃								
〃	〃	〃	期間は昭和六一年一月一八日までとする		外	務								
六二	三	二七	法務大臣官房司法法制調査部司法法制課長に充てる		法	務								
〃	四	一	日本弁護士連合会外国法事務弁護士懲戒委員会委員及び外国法事務		〃	〃								
〃	〃	〃	弁護士登録審査会予備委員に委嘱する		〃	〃								

但 木 敬 一

4 丁		法 務 省									
年	月	日	事 項	庁 名							
昭和六二	六	三	任期は昭和六二年四月一日より同六四年三月末日までとする 最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事に任命する	日本弁護士連合会							
"	八	二七	アメリカ合衆国へ出張を命ずる	最高裁判所							
"	九	一	出張期間は昭和六二年九月一日から同月六日までとする 外務事務官（北米局）に併任する （期間は昭和六二年九月六日までとする）	法 務 省							
六三	四	二	法制審議会幹事に併任する	法 務 省							
平成元	四	一	日本弁護士連合会外国法事務弁護士懲戒委員会委員及び外国法事務 弁護士登録審査会予備委員に委嘱する	法 務 省							
"	一〇	二〇	任期は平成元年四月一日より同三年三月末日までとする アメリカ合衆国へ出張を命ずる	日本弁護士連合会							
"	四	二	出張期間は平成元年一〇月二八日から同年十一月五日までとする 法制審議会幹事に併任する	法 務 省							
"	五	二一	アメリカ合衆国へ出張を命ずる	"							
"	"	二四	出張期間は平成二年五月二四日から同月二八日までとする 外務事務官（北米局）に併任する	"							
"	一〇	二五	（期間は平成二年五月二八日までとする） アメリカ合衆国へ出張を命ずる	外 務 省							

但 木 敬 一

5 丁		法 務 省									
年	月	日	事 項	庁 名							
平成二	一〇	三〇	出張期間は平成二年一〇月二十九日から同年十一月三日までとする 外務事務官（北米局）に併任する （期間は平成二年一〇月三十一日までとする）	法 務 省							
三	三	二〇	アメリカ合衆国へ出張を命ずる	法 務 省							
〃	四	一	出張期間は平成三年三月二十四日から同月二十九日までとする	法 務 省							
〃	四	四	東京高等検察庁検事に配置換する	〃							
〃	四	四	法務大臣官房司法法制調査部司法法制課長に充てる	〃							
〃	四	四	法務省刑事局刑事課長に充てる	〃							
〃	〃	二六	副検事選考審査会予備委員に併任する	〃							
〃	五	三一	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事を免ずる	最 高 裁 判 所							
〃	九	三〇	平成三年度司法試験（第二次試験） 考查委員に併任する	法 務 省							
〃	〃	〃	併任の期間は平成三年一月三十一日までとする	法 務 省							
四	〃	〃	法務省刑事局総務課長に充てる	〃							
〃	四	〃	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に 基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する 協定第二五条による合同委員会の補助機関たる刑事裁判管轄権分科委 員会日本代表を委嘱する	外 務 省							
〃	〃	一〇	法制審議会幹事に併任する	法 務 省							

但 木 敬 一

6 丁		法 務 省									
年	月	日	事 項	但 木 敬 一							
平成 四	五	一五	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	庁 名							
"	"	"	併任の期間は平成四年十二月三十一日までとする	法 務 省							
"	"	"	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事に任命する	最高裁判所							
"	"	"	法務大臣官房秘書課長に充てる	法 務 省							
"	"	"	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に								
"	"	"	基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する								
"	"	"	協定第二五条による合同委員会の補助機関たる刑事裁判管轄権分科委								
"	"	"	員会日本代表の委嘱を解く	外 務 省							
"	"	"	副検事選考審査会予備委員の併任を解除する	法 務 省							
"	"	"	公証人審査会予備委員に併任する								
"	"	"	併任の期間は平成五年一月三十一日までとする	"							
"	"	"	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事を免ずる	最高裁判所							
"	"	"	税制調査会幹事に任命する	内 閣							
"	"	"	中央防災会議事務局局員に任命する	"							
"	"	"	公証人審査会委員に併任する	法 務 省							
"	"	"	法制審議会幹事に併任する	"							
"	"	"	国民生活審議会幹事に任命する	内 閣							
"	"	"	最高検察庁検事に配置換する								

但 木 敬 一

8 丁		法 務 省											
年	月	日	事 項	但 木 敬 一									
平成一〇	八	一二	第一四三回国会政府委員を命ずる	内 閣									
"	一一	二七	第一四四回国会政府委員を命ずる	"									
一	一	二一	第一四五回国会政府委員を命ずる	"									
"	九	一	法務事務次官原田明夫外国出張につき同事務次官事務代理を命ずる	法 務 省									
"	"	二七	事務代理の期間は平成一一年九月四日までとする	内 閣									
"	"	二七	対外経済協力審議会幹事に任命する	法 務 省									
一一	二	六	法制審議会幹事に併任する	法 務 省									
"	三	三〇	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員に任命する	最高裁判所									
一三	一	五	平成一三年一月五日限りをもって法制審議会幹事の併任は終了した										
"	"	六	平成一二年一月一五日付け法務省秘企第九一九号法務大臣官房秘書										
			課長依命通知により法務大臣官房は法務省大臣官房となった										
"	二	一	公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事に指名する	内 閣									
一四	一	一八	法務事務次官に任命する	法 務 省									
"	"	"	倫理監督官を命ずる	法 務 省									
"	"	二二	司法試験管理委員会委員長に併任する	"									
"	二	二〇	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員を免ずる	最高裁判所									
"	三	一	公害対策会議幹事に任命する	環 境 省									
"	四	一	高齢社会対策会議幹事に任命する	環 境 省									

9 丁		法 務 省									
年	月	日	事 項	内 庁 名							
平成一四	五	二九	自動車検査独立行政法人設立委員に任命する	国土交通省							
"	"	九	中央交通安全対策会議幹事に任命する	内 閣							
"	"	一	少子化社会対策会議幹事に任命する	内 閣							
"	"	一二	独立行政法人水資源機構設立委員に任命する								
"	"	一六	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構設立委員に任命する								
"	"	一六	独立行政法人国際観光振興機構設立委員に任命する								
"	"	一六	独立行政法人自動車事故対策機構設立委員に任命する								
"	"	一六	独立行政法人海上災害防止センター設立委員に任命する								
"	"	一六	独立行政法人空港周辺整備機構設立委員に任命する	国土交通省							
"	"	一六	消費者保護会議幹事に任命する	内 閣							

但 木 敬 一

2 丁		法 務 省									
年	月	日	事	項	庁	名					
昭和五一	八	一六	千葉地方検察庁検事に配置換する								
五四	三	二六	東京地方検察庁検事に配置換する								
五七	二	一九	アメリカ合衆国へ出張を命ずる								
"	三	二五	出張期間は昭和五七年二月二三日から同年三月一〇日までとする								
			甲府地方検察庁検事に配置換する								
			甲府地方検察庁三席検事に指名する								
五九	三	二六	東京地方検察庁検事に配置換する								
			甲府地方検察庁三席検事の指名を解く								
平成二	四	五	法務大臣官房参事官に充てる								
			かねて法務省人権擁護局付に充てる								
			かねて法務総合研究所教官に充てる								
三	二	二六	スペイン・フランス・ドイツ・連合王国へ出張を命ずる								

上 田 廣 一

3 丁		法 務 省										
年	月	日	事 項	庁 名								
平成三	四	一	出張期間は平成三年三月一日から同月三十一日までとする 東京高等検察庁検事に配置換する 法務大臣官房参事官に充てる	法 務 省								
"	"	"	かねて法務省人権擁護局付に充てる	"								
"	"	"	かねて法務総合研究所教官に充てる	"								
"	"	"	法務省刑事局青少年課長に充てる	"								
"	"	"	法務省人権擁護局付に充てることを解く	"								
"	"	"	法務総合研究所教官に充てることを解く	"								
"	"	"	法制審議会幹事に併任する	"								
四	六	一	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	"								
"	"	"	併任の期間は平成四年一月三十一日までとする	"								
"	"	"	副検事選考審査会予備委員に併任する	"								
五	三	五	大韓民国へ出張を命ずる	"								
"	"	"	出張期間は平成五年三月一八日から同月二二日までとする	"								
"	"	"	法務省刑事局青少年課長に充てることは終了した(平成五年政令第一〇三号による)	"								
"	"	"	法務省刑事局国際課長に充てる	"								
"	"	"	法制審議会幹事の併任を解除する	"								

上 田 廣 一

4 丁		法 務 省															
年	月	日	事 項														
平成	七	二	副検事選考審査会予備委員の併任を解除する	法	省	田	廣	一	八	一〇	二	三	甲府地方検察庁検事正に配置換する	法	務	省	
五	七	二	東京地方検察庁検事に併任する	法	務	省	廣	一	〇	二	三	最高検察庁検事に配置換する	法	務	省	廣	一
			東京地方検察庁特別捜査部長を命ずる	法	務	省	廣	一	〇	二	三	法制審議会刑事法部会委員に併任する	法	務	省	廣	一
			東京地方検察庁検事に配置換する	法	務	省	廣	一	〇	二	三	法制審議会刑事法部会委員の併任を解除する	法	務	省	廣	一
			特別公判部長を命ずる	法	務	省	廣	一	〇	二	三	東京地方検察庁検事に配置換する	法	務	省	廣	一
			特別公判部勤務を命ずる	法	務	省	廣	一	〇	二	三	東京地方検察庁検事に配置換する	法	務	省	廣	一
			法務省刑事局国際課長に充てることを解く	法	務	省	廣	一	〇	二	三	東京地方検察庁検事に配置換する	法	務	省	廣	一
			最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員に任命する	法	務	省	廣	一	〇	二	三	最高裁判所	法	務	省	廣	一
			京都地方検察庁検事正に配置換する	法	務	省	廣	一	〇	二	三	最高裁判所	法	務	省	廣	一
			最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員を免ずる	法	務	省	廣	一	〇	二	三	最高裁判所	法	務	省	廣	一

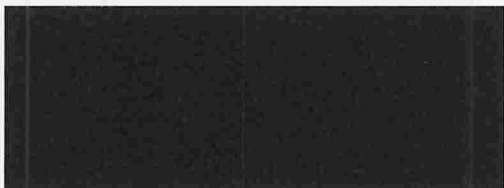
上 田 廣 一

5 丁		法 務 省									
年	月	日	事 項	庁 名							
平成一四	一〇	七	最高検察庁検事に配置換する	法 務 省							
〃	一一	一八	法務総合研究所長に充てる	法 務 省							
〃	一二	二六	司法修習生考試委員会委員を委嘱する	最高裁判所							
一五	二	一四	出張期間は平成一五年一月一二日から同月一九日までとする	法 務 省							
〃	四	一	東京地方検察庁検事正に配置換する	〃							
〃	五	一九	司法修習生考試委員会委員の委嘱を解く	最高裁判所							
			下級裁判所裁判官指名諮問委員会地域委員会（東京に置かれるもの）								
			地域委員に任命する								

上 田 廣 一

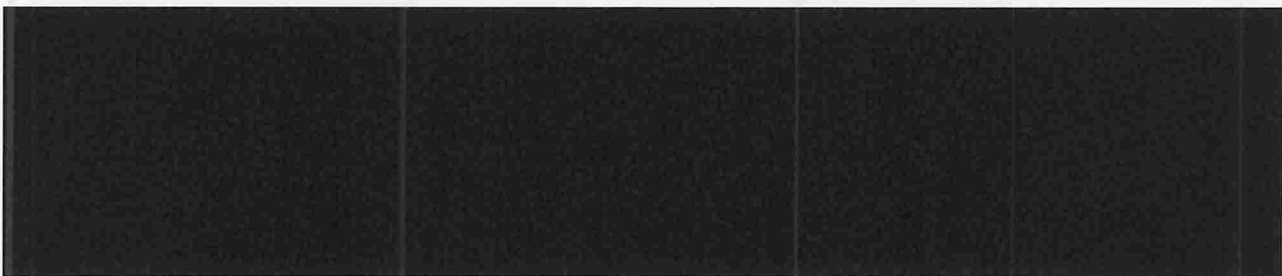


内閣総理大臣 小 泉 純一郎 殿



検事総長

退 官 願



検事略歴

本籍



ハタ 了才

原田 明夫

昭和14年11月 3日生

昭和38年 3月

東京大学法学部卒

昭和38年 4月

司法修習生

発令日	所属
昭和40年 4月 9日	東京地検検事
昭和41年 3月19日	岡山地検検事
昭和43年 3月25日	東京地検検事
昭和45年 3月27日	福井地検検事
昭和46年 8月16日	法務省刑事局付
昭和50年 7月 1日	在アメリカ合衆国日本国大使館一等書記官
昭和53年 8月14日	法務省刑事局参事官
昭和53年12月26日	東京地検検事
昭和56年 1月 9日	法務省刑事局参事官
昭和58年 4月 1日	法務大臣官房司法法制調査部司法法制課長
昭和59年11月20日	法務省刑事局公安課長
昭和60年11月15日	法務省刑事局刑事課長
昭和61年 9月 1日	法務省刑事局総務課長
昭和63年 4月20日	法務大臣官房人事課長
平成 4年 4月 3日	盛岡地検検事正
平成 5年 9月13日	最高検検事
平成 5年12月22日	法務大臣官房長
平成 8年 1月16日	法務省刑事局長
平成10年 6月23日	法務事務次官
平成11年12月22日	東京高検検事長
平成13年 7月 2日	検事総長



内閣総理大臣 小 泉 純一郎 殿

大阪高等検察庁検事長



退 官 願



検事略履歴

本籍



山口 けん

頃安 健司

昭和17年 4月16日生

昭和40年 3月

東京大学法学部卒

昭和40年 4月

司法修習生

発令日	所属
昭和42年 4月 7日	東京地検検事
昭和43年 3月25日	法務省刑事局付
昭和45年 7月 1日	宇都宮地検検事
昭和47年 8月15日	東京地検検事
昭和48年 3月23日	法務省刑事局付
昭和53年 3月24日	札幌地検検事
昭和55年 3月25日	東京地検検事
昭和57年 3月25日	法務省刑事局参事官
昭和60年 3月25日	法務大臣官房参事官 (予算担当)
昭和63年 4月20日	法務省刑事局公安課長
平成 2年 4月 5日	法務大臣官房秘書課長
平成 5年 4月 5日	最高検検事
平成 5年12月 1日	大津地検検事正
平成 7年 7月31日	最高検検事
平成 8年 1月16日	法務大臣官房長
平成 9年12月15日	最高検総務部長
平成11年 4月26日	最高検刑事部長
平成11年12月22日	法務総合研究所長
平成13年 5月22日	札幌高検検事長
平成14年 6月17日	名古屋高検検事長
平成15年 2月14日	大阪高検検事長